

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年7月5日
【会社名】	株式会社理研グリーン
【英訳名】	RIKENGREEN CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 細川寛治
【本店の所在の場所】	東京都台東区東上野四丁目8番1号
【電話番号】	03(6802)8301(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長 池部達哉
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区東上野四丁目8番1号
【電話番号】	03(6802)8301(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長 池部達哉
【縦覧に供する場所】	株式会社理研グリーン静岡支店 (静岡県静岡市駿河区中村町2番地の3) 株式会社理研グリーン名古屋支店 (愛知県名古屋市中区栄二丁目1番1号) 株式会社理研グリーン大阪支店 (大阪府吹田市古江台4丁目2番D3-305号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成28年6月29日開催の当社第60回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金5円 総額32,467,080円

ロ 効力発生日

平成28年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されたことに伴い、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実とともに、より透明性の高い経営と迅速な意思決定を実現するという観点から、社外取締役の機能を活用することで、中長期的な企業価値向上を図るべく、監査等委員会設置会社に移行するため、所要の変更を行う。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、細川寛治、影山 榮、清水 等、永田克巳、池部達哉、江口克己、大竹丈夫、水越雅之、中島正成の9氏を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、伊織新一、安藤 孝、松澤政文、岡本 忍の4氏を選任する。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を年額120百万円以内(うち社外取締役分は年額10百万円以内)に設定する。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額20百万円以内に設定する。

第7号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

当社における所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査等委員である取締役の協議に一任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案	4,700	4	0	(注) 1	可決 92.37
第2号議案	4,699	5	0	(注) 2	可決 92.35
第3号議案					
細川寛治	4,699	5	0	(注) 3	可決 92.35
影山 榮	4,700	4	0		可決 92.37
清水 等	4,699	5	0		可決 92.35
永田克巳	4,700	4	0		可決 92.37
池部達哉	4,699	5	0		可決 92.35
江口克己	4,699	5	0		可決 92.35
大竹丈夫	4,699	5	0		可決 92.35
水越雅之	4,700	4	0		可決 92.37
中島正成	4,700	4	0		可決 92.37
第4号議案					
伊織新一	4,699	5	0	(注) 3	可決 92.35
安藤 孝	4,698	6	0		可決 92.33
松澤政文	4,699	5	0		可決 92.35
岡本 忍	4,698	6	0		可決 92.33
第5号議案	4,698	6	0	(注) 1	可決 92.33
第6号議案	4,698	6	0	(注) 1	可決 92.33
第7号議案	4,697	7	0	(注) 1	可決 92.31

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権が確認できていない一部の議決権の数は加算しておりません。